

「部落差別解消推進法」第6条に基づく部落差別の実態に係る調査について

法務省は、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日公布・施行)の第6条に規定されている、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」に基づき、平成30年度から令和元年度にかけて、4項目に渡る調査を実施しました。(下記「部落差別の実態に係る調査結果報告書(抜粋)」参照)

これらの調査を踏まえ、「部落差別の解消に向けた今後の施策の在り方」が示されたところです。

大阪市としましても、今後の施策の在り方を踏まえ、引き続き、粘り強く、適切に対応していくことを基本として、「相談」「教育・啓発」に取り組んでまいります。

また、インターネット上における差別事象などを把握した際には、大阪法務局へ削除要請を行うとともに、国に対して差別行為を防止するための法的措置を含めた実効性のある対策を要望してまいります。

〔「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(抜粋)〕

【実施主体】

法務省人権擁護局

【調査期間】

平成30年度～令和元年度

【調査項目】

- 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査
- 地方公共団体(教育委員会を含む)が把握する差別事例の調査
- インターネット上の部落差別の実態に係る調査
- 一般国民に対する意識調査

法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査

【調査対象】

法務省の人権擁護機関が取り扱った部落差別等（えせ同和なども含む。）に関する人権相談（インターネット上のものを含む。）

【対象期間】

人権相談・・・平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日

人権侵犯事件・・・平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日

【調査結果】

- 人権相談・人権侵犯事件とも件数はおおむね横ばいであり、人権相談全体の 0.2%弱、人権侵犯事件全体の 0.5%前後を占める。

- ・人権相談の総数は、調査対象期間中、年間 22～23 万件程度で推移しているところ、そのうち部落差別等に関する人権相談の割合は 0.2%弱程度であり、ほぼ横ばいである。
- ・人権侵犯事件の処理件数の総数は、年間約 2 万件前後で推移しているところ、そのうち部落差別等に関する人権侵犯事件の割合は 0.5%前後で推移しており、ほぼ横ばいである。
- ・部落差別等に関する人権相談等は、一定数存在するものの、全体としてみれば、その増減に関して顕著な傾向は認められない。

法務省の人権擁護機関における人権相談

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人権相談総数	236,403	225,073	225,040
部落差別等に関する人権相談の総件数	404	424	402
人権相談総数全体に占める部落差別等の割合	0.17%	0.19%	0.18%

法務省の人権擁護機関における人権侵犯事件の処理件数

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人権侵犯事件の処理件数	22,172	21,718	21,044	19,553	19,772
部落差別等に関する人権侵犯事件の処理件数	80	110	117	76	103
人権侵犯事件の処理件数全体に占める部落差別等の割合	0.36%	0.51%	0.56%	0.39%	0.52%

➤ **インターネット上の事件が増加傾向にあり、その大半が識別情報の摘示**

・人権侵犯事件における差別事案の類型の内訳を見ると、インターネット上の差別事例としては識別情報の摘示が大半を占めている。

インターネット上の部落差別等に関する類型別の人権侵犯事数

類型別	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
結婚・交際に関する差別	0	0	0	0	1
雇用差別	0	0	0	0	0
正当な理由のない身元 (戸籍)調査	0	0	0	0	0
差別落書き等の表現行為 (賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。)	1	2	0	0	0
特定個人に対する誹謗中傷	0	3	4	4	8
識別情報の適示	5	16	44	24	45
その他	2	0	0	0	1
合計	8	21	48	28	55

➤ 実社会の事件では「その他」を除くと結婚・交際、差別落書き等の表現行為、特定個人に対する誹謗中傷等

- ・実社会における差別事例としては、結婚・交際に関する差別，差別落書き等の表現行為及び特定個人に対する誹謗中傷の事例が、いずれの年においても一定数存在する一方で，雇用差別，正当な理由のない身元（戸籍）調査の事例はほとんど見られない。

実社会における部落差別等に関する類型別の人権相談件数

類型別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
結婚・交際に関する差別	39	43	53
雇用差別	11	5	8
正当な理由のない身元（戸籍）調査	0	0	0
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）	54	64	58
特定個人に対する誹謗中傷	51	59	68
その他	238	245	190
合計	393	416	377

実社会における部落差別等に関する類型別の人権侵犯事件数

類型別	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
結婚・交際に関する差別	10	17	11	11	8
雇用差別	3	0	1	1	0
正当な理由のない身元（戸籍）調査	0	0	0	0	0
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）	28	33	18	7	10
特定個人に対する誹謗中傷	20	21	24	17	20
その他	11	18	15	12	10
合計	72	89	69	48	48

➤ 地域差が大きく、人権相談・人権侵犯事件とも大阪ブロックが最多で全国の30%前後

- ・ 部落差別等に関する人権相談等のいずれについても、大阪法務局管内における件数が全体の30%程度を占める一方、札幌法務局管内及び仙台北法務局管内においてはほとんど件数がないなど、地域による差が大きい。

管区ごとの部落差別等に関する人権相談の総件数の経年変化

管区局内	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東京法務局	53 (13.1%)	83 (13.1%)	48 (13.1%)
大阪法務局	143 (35.4%)	124 (29.2%)	114 (28.4%)
名古屋法務局	31 (7.7%)	45 (10.6%)	38 (9.5%)
広島法務局	43 (10.6%)	48 (11.3%)	57 (14.2%)
福岡法務局	40 (9.9%)	40 (9.4%)	38 (9.5%)
仙台北法務局	1 (0.2%)	2 (0.5%)	6 (1.5%)
札幌法務局	0 (0.0%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)
高松法務局	93 (23.0%)	80 (18.9%)	99 (24.6%)
合計	404 (100.0%)	424 (100.0%)	402 (100.0%)

管区ごとの部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数の経年変化

管区局内	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東京法務局	13 (16.3%)	17 (15.5%)	12 (10.3%)	19 (25.0%)	27 (26.2%)
大阪法務局	22 (27.5%)	38 (34.5%)	44 (37.6%)	27 (35.5%)	36 (35.0%)
名古屋法務局	12 (15.0%)	9 (8.2%)	9 (7.7%)	6 (7.9%)	11 (10.7%)
広島法務局	11 (13.8%)	12 (10.9%)	23 (19.7%)	9 (11.8%)	14 (13.6%)
福岡法務局	7 (8.8%)	12 (10.9%)	13 (11.1%)	8 (10.5%)	4 (3.9%)
仙台北法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)
札幌法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高松法務局	15 (18.8%)	22 (20.0%)	16 (13.7%)	7 (9.2%)	10 (9.7%)
合計	80 (100.0%)	110 (100.0%)	117 (100.0%)	76 (100.0%)	103 (100.0%)

地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査

【調査手法及び内容】

全国全ての地方公共団体に調査票を送付し、相談体制、受理した相談の内容、相談への対応等について回答を求めた。

また、部落差別解消推進法第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と規定されていることを踏まえ、差別表現の類型につき、インターネット上のものとそれ以外のものとを分けて回答を求めるとともに、インターネット上の部落差別の問題に関する地方公共団体等の独自の取組についても回答を求めている。

【対象期間】

平成25年～平成29年

【調査結果】

- 件数はおおむね横ばい
- 「その他」を除くと差別表現が大部分、次いで結婚・交際、雇用
 - ・地方公共団体の相談窓口で受理した相談は、「その他」を除いたものの大部分を差別表現が占めている。
 - ・差別表現以外の類型では、結婚・交際、雇用に関するものが一定数存在する。

全国における類型別相談件数

類型別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際	82	56	103	69	40
雇用	23	46	44	13	16
商品・サービス提供	0	0	2	2	6
差別表現	440	448	468	595	582
（うちネット）	（154）	（163）	（124）	（236）	（255）
その他	1,391	1,412	1,508	1,571	1,485
合計	2,039	2,076	2,242	2,367	2,217

- 差別表現の相談件数は東京ブロックと大阪ブロックが多数を占める
- 差別表現の多くは特定人を対象としないものであり、その約半数はインターネット上のもの
 - ・差別表現の多くが特定人を対象としないものである。
 - ・特定人を対象としない差別表現の約半数がインターネット上で行われたものとなっている。

ブロック別の差別表現（特定人を対象とするもの）の相談件数

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
札幌（うちネット）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
仙台（うちネット）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
東京（うちネット）	8（0）	11（0）	11（4）	11（4）	65（56）
名古屋（うちネット）	12（0）	15（0）	23（0）	23（2）	21（0）
大阪（うちネット）	45（6）	41（5）	84（0）	55（2）	68（11）
広島（うちネット）	8（0）	9（2）	17（11）	37（27）	23（13）
高松（うちネット）	18（7）	7（2）	9（1）	9（1）	8（1）
福岡（うちネット）	10（1）	12（2）	14（4）	18（7）	9（3）
合計（うちネット）	101（14）	95（11）	158（20）	153（43）	194（84）

ブロック別の差別表現（特定人を対象としないもの）の相談件数

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
札幌（うちネット）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
仙台（うちネット）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
東京（うちネット）	42（4）	61（15）	72（7）	186（90）	123（73）
名古屋（うちネット）	19（5）	19（4）	13（3）	16（3）	16（4）
大阪（うちネット）	95（17）	90（23）	81（12）	72（11）	97（26）
広島（うちネット）	77（64）	81（62）	48（26）	60（50）	79（61）
高松（うちネット）	22（12）	28（16）	24（18）	16（7）	12（3）
福岡（うちネット）	49（38）	45（32）	51（38）	48（32）	27（4）
合計（うちネット）	304（140）	324（152）	289（104）	398（193）	354（171）

インターネット上の部落差別の実態に係る調査

【調査の概要】

部落差別関連ウェブページの抽出・分類

「部落」又は「同和」を基本的なキーワードとするとともに、これらのキーワードに、一般に部落差別の問題に関連して用いられると考えられる25のキーワードを組み合わせて検索を実施することにより、無関係なウェブページの排除を図ることとされた。

《25のキーワード》

「住所」、「所在地」、「地区」、「地域」、「地名」、「どこ」、「引越」、「氏」、「名字」、「姓」、「戸籍」、「本籍」、「出身」、「職業」、「結婚」、「民」、「有名人」、「差別」、「事件」、「治安」、「近親結婚」、「障害」、「えた」、「非人」、「怖い」

上記により検索した結果の下位に表示されるウェブページは、実際に閲覧される可能性が相対的に低いと考えられることから、本調査では、3検索サイトの検索結果の上位20位に含まれていることを区切りとして採用され、合計1,500のウェブページが抽出されることになるが(組合せ25組×上位20位×3検索サイト=1,500ページ)、その中には重複するウェブページも含まれるため、令和元年6月1日から同月28日までの間に検索を実施し、重複するウェブページを除外した結果、782のウェブページが抽出された。これら782のウェブページ(以下「部落差別関連ウェブページ」という。)が本調査の対象とされている。

抽出された部落差別関連ウェブページの傾向を分析するため、これらの内容を個別に確認し、部落差別の代表的事例を踏まえて設定した4類型に分類した上、類型ごとのウェブページの数が集計された。

《4類型》

識別情報の摘示 ないし	特定個人に対する誹謗中傷 のいずれにも該当するとは認め難いもの	不特定者に対する誹謗中傷
----------------	------------------------------------	--------------

UU(ユニークユーザー)数調査

特定のウェブページの一定期間における閲覧者数を「UU(ユニークユーザー)数」という。あるウェブページのUU数は、当該ウェブページが社会において有する影響力を測る指標となり得ると考えられる。そこで、本調査では、調査会社においてウェブページの閲覧履歴を把握可能な者を対象とし、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの1年間における部落差別関連ウェブページのUU数を集計・分析した。

アンケート調査

上記UU数調査において、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの1年間に上記部落差別関連ウェブページを閲覧していたことが確認された24,366人のうち、調査会社のアンケートモニターである10,117人に対して、令和元年7月18日から同月20日までの間にアンケート調査が実施され、875人から回答が得られた。

【調査結果】

- **識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれも一定数あり**
 - ・ 識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれについても一定数のウェブページが見られる。

部落差別関連ウェブページに係る内容類型別のページ数

	識別情報の摘示	特定個人に対する誹謗中傷	不特定者に対する誹謗中傷	ないしのいずれにも該当するとは認め難いもの	合計
ページ数	111	29	113	554	807

- **閲覧者が比較的多いのは識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷**
 - ・ 1ページ当たりのUU数が比較的多かったのは、識別情報の摘示に該当するウェブページと特定個人に対する誹謗中傷に該当するウェブページ。

部落差別関連ウェブページに係る内容類型別の年間UU数

	識別情報の摘示	特定個人に対する誹謗中傷	不特定者に対する誹謗中傷	ないしのいずれにも該当するとは認め難いもの	合計
UU数	12,723	2,124	2,451	31,431	48,729
1ページ当たりUU数	114.6	73.2	21.7	56.7	60.4

➤ **識別情報の摘示、不特定者に対する誹謗中傷の情報は、特定のウェブサイトへの集中傾向**

- ・識別情報の摘示に該当するウェブページと、不特定者に対する誹謗中傷に該当するウェブページは、特定のウェブサイトを構成するものが多数を占め、一部のウェブサイト集中している傾向が認められた。

< 識別情報の適示 >

識別情報の摘示に該当するウェブページは、特定のウェブサイト集中している傾向が認められる。

具体的には、

- ・全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト構成するものが 30 ページ
- ・「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイト構成するものが 16 ページ
- ・著名 Q & A サイトを構成するもの（特定の地域が「同和地区」であるか否かについての質問と回答等）が 8 ページ

となっており、識別情報の摘示に該当する全 111 のウェブページのうち、5 割近くが上記 3 つのウェブサイトのいずれかを構成するものである。

< 不特定者に対する誹謗中傷 >

不特定者に対する誹謗中傷に該当するウェブページも、特定のウェブサイト集中している傾向が認められる。

具体的には、著名 Q & A サイトを構成するもの（特定の地域についての質疑応答において、「同和地区出身者」に対する否定的評価を述べる書き込み等）が 47 ページであり、全 113 ページの 4 割強を占めている。

➤ 差別的な意図で閲覧しているとうかがわれる者が一定数存在

- ・部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれる者が一定数見られた。

部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを読覧したきっかけ

	人
1. 部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った	213
2. 自分や身内の引っ越し先の地域について調べてみようと思った	34
3. 自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った	23
4. 近所の人出身地について調べてみようと思った	18
5. 求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った	9
6. その他の事柄について調べてみようと思った	78
7. 調べたいことがあって見たわけではなく、偶然目にした	72
8. 覚えていない	20
全体	351

一般国民に対する意識調査

【調査の概要】

一般国民に対する意識調査として、一般社団法人新情報センターに委託し、調査を行った。

【調査対象者】

全国の満 18 歳以上の日本国籍を有する者 10,000 人

【調査方法】

調査員が調査票を配布、回収

【有効回収数（率）】

6,216 人（62.2%）

【調査結果】

➤ 主として学校教育を通じて人権意識は定着

・主として、学校教育を通じて人権意識は定着しつつある。

人権問題についての受講種別（複数回答）

（単位：％）

小学校，中学校，高校，大学等の教育機関で受けた	77.0
職場の研修で受けた	35.5
市民対象の講演会や講座で受けた	12.7
その他の場所で受けた	4.6
法務省の人権擁護機関の人権教室	0.9

➤ **多くの者が部落差別は不当な差別と知っている一方で、特に交際・結婚相手についての偏見・差別意識が残る**

・部落差別に関する認識についても、多くの人はこちらが不当な差別であることは知っていると考えており、その不当性は認識されている。もっとも、部落差別が不当な差別であると知っているとした人でも、その 15.8%は、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気になると答えており、心理面における偏見、差別意識は依然残っている。

部落差別が不当な差別であるのを知っているか (単位：%)

知っている	知らない	部落差別は不当な差別ではない
85.8	10.8	2.2

旧同和地区出身を気にするかどうか(交際相手・結婚相手) (単位：%)

気になる	気にならない	わからない
15.8	57.7	25.4

- 西日本や中高年齢層では、被害・加害経験のある者の割合や部落差別（同和問題）に関する関心が高い一方で、差別解消のための取組に消極的な意識を持つ者も見られる

・部落差別（同和問題）への関心は、地域別では、主として西日本を中心に、また、年齢別では、中・高年齢層で高いが、これらの地域及び年齢層では、部落差別解消のための今後の教育や啓発に関して、「教育・啓発を行わない方がよい（計）」と答えた人の割合も高くなっている。

人権課題に対する関心

（単位：％）

地域ブロック別	部落差別（同和問題）	年齢別	部落差別（同和問題）
北海道	15.2	18～29歳	17.0
東北	13.1	30～39歳	16.1
関東	19.1	40～49歳	18.3
中部	16.7	50～59歳	23.2
近畿	30.0	60～69歳	26.1
中国	28.1	70～79歳	23.8
四国	34.8	80歳以上	22.8
九州	24.4		

部落差別解消のための教育・啓発に関する認識

（単位：％）

地域ブロック別	教育・啓発を行わない方がよい（計）	年齢別	教育・啓発を行わない方がよい（計）
北海道	3.8	18～29歳	9.2
東北	5.3	30～39歳	13.2
関東	11.2	40～49歳	12.0
中部	15.1	50～59歳	10.9
近畿	17.0	60～69歳	14.3
中国	20.9	70～79歳	18.4
四国	16.6	80歳以上	15.7
九州	11.3		

教育・啓発を行わない方がよい（計）... 「あまりやらない方がよい」「やるべきでない」の計

調査結果から明らかになった部落差別の実態

- ◆ 発生しているのは主に 特定の者を対象とする表現行為， 特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）， 結婚・交際
についてはインターネット上のものが増加傾向
- ◆ 正しい理解が進む一方で，心理面における偏見，差別意識は依然として残る
- ◆ インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機がうかがわれる

部落差別の解消に向けた今後の施策の在り方

- ◆ 部落差別は依然として人権課題の重要な一類型 引き続き粘り強く適切に対応
 - ・部落差別に関する事案は，事件数の規模としては限られているものの，減少傾向にはなく，依然として人権課題の重要な一類型となっており，引き続き，粘り強く，適切に対応していく必要がある。
- ◆ 内容，方法等が国民から理解と共感を得られるような教育・啓発
 - ・教育・啓発が効果を上げるためには，その内容，方法等が，これを受ける側の国民から理解と共感を得られるものとしなければならない。
- ◆ 相談窓口の周知
 - ・法務局及び人権擁護委員の相談窓口としての認知度が低いことから，引き続き，これらの周知を図ることが必要である。
- ◆ 対応能力向上のための研修の充実
 - ・法務省の人権擁護機関としては，部落差別の問題を含め，様々な人権問題に関する相談に適切に対応することができるよう，適切な研修等を通じて，各種人権課題の現状についての知見の取得や，相談対応能力の向上を図る。
- ◆ インターネット上の人権侵害情報に関して，関係省庁，地方公共団体，事業者と連携しつつ，積極的な取組を進める。
 - ・インターネット上の人権侵害情報に適切に対応するためには，法務省の人権擁護機関がこのような取組を継続することに加え，関係省庁において，通信事業者等との間でインターネット上の人権侵害の実情について情報の共有と意見交換を密にするとともに，多くの相談を受けている地方公共団体との間でもこれらの結果を共有し，地方公共団体自身による適切な対応を促すことも重要である。